

(高圧)
au でんき需給約款

2020年4月1日

KDDI 株式会社
大和ハウス工業株式会社

需給約款目次

I 総則

1. 適用.....	P. 5
2. 定義.....	P. 5
3. 単位および端数処理.....	P. 5
4. 実施細目等.....	P. 6

II 契約について

5. 需給契約締結前の確認事項.....	P. 6
6. 契約の要件.....	P. 6
7. 需給契約の成立および契約期間.....	P. 6
8. 需要場所.....	P. 7
9. 需給契約の単位.....	P. 7
10. 供給の開始.....	P. 7
11. 供給の単位.....	P. 8
12. 需給契約条件の判断.....	P. 8
13. 需給契約の申込み.....	P. 8

III 料金および契約種別

14. 料金.....	P. 8
15. 契約種別.....	P. 9
16. 高圧電力.....	P. 9
17. 予備電力.....	P. 9
18. 臨時電力.....	P. 10

IV 料金の算定および支払い

19. 料金の適用開始の時期.....	P. 10
20. 検針日.....	P. 10
21. 料金の算定期間.....	P. 10
22. 使用電力量等の計量.....	P. 10
23. 料金の算定.....	P. 11
24. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限.....	P. 12
25. 延滞利息.....	P. 12

V 使用および供給

26. 適正契約の保持等	P. 12
27. 契約超過金	P. 12
28. 力率の保持	P. 13
29. 需要場所への立入りによる業務の実施	P. 13
30. 電気の使用にともなうお客さまの協力	P. 13
31. 供給の停止	P. 14
32. 供給停止の解除	P. 15
33. 供給停止期間中の料金	P. 15
34. 違約金	P. 15
35. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	P. 16
36. 制限または中止の料金割引	P. 16
37. 損害賠償の免責	P. 17
38. 設備の賠償	P. 18

VI 契約の変更および終了

39. 需給契約の変更	P. 18
40. 名義および商号等の変更	P. 19
41. 需給契約の終了にともなう処置	P. 19
42. 不可抗力による解約	P. 19
43. 中途解約	P. 19
44. 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う料金の精算	P. 20
45. 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う工事費の精算	P. 20
46. 解除等	P. 20
47. 需給契約終了後の債権債務関係	P. 20

VII 工事および工事費の負担金

48. 供給設備の工事費負担	P. 20
49. 計量器等の取付け	P. 21

VIII 保安

50. 保安の責任	P. 21
51. 保安等に対するお客さまの協力	P. 21

IX その他

52.	(高圧) au でんき需給約款の変更	P. 22
53.	権利・義務の譲渡等の禁止.....	P. 23
54.	管轄裁判所	P. 23
55.	守秘義務.....	P. 23
56.	反社会的勢力の排除	P. 23
57.	消費税相当額の税率変更の際の措置.....	P. 23
58.	料金等変更の際の措置.....	P. 24
59.	契約者等にかかわる情報の利用.....	P. 24

I 総則

1. 適用

- (1) KDDI株式会社(以下、「KDDI」といいます。)が別途「KDDI法人向けサービス」として指定するサービスのいずれか(以下、「KDDIサービス」といいます。)を利用する場合で、大和ハウス工業株式会社(以下、「大和ハウス」といいます。)が電気の需要に応じて電気を供給し、KDDIが大和ハウスの代理人として、申込受付、料金算定、請求等をするときの電気料金その他の供給条件は、この(高圧) au でんき需給約款(KDDI・大和ハウス)(以下、「この au でんき約款」といいます。)によります。
- (2) 本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県の一部、愛媛県の一部、沖縄県、離島(離島供給約款の適用地域をいいます。)
- (3) 本約款のほか、この au でんき約款による電気供給サービスに関連するKDDIが定める諸規程(KDDIが別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。)は、本約款の一部を構成するものとします。
- (4) 本約款と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

2. 定義

次の言葉は、この au でんき約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 契約電力
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (3) 契約使用期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (4) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (5) 使用電力量
お客さまが使用した電力量であり、所轄の一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された30分ごとの値をいいます。
- (6) 日負荷電力量
お客さまが使用された電力量のうち、1日(0時~24時)に使用された総電力量をいいます。
- (7) 需要場所
お客さまが大和ハウスから供給された接続供給にかかわる電気を使用する場所をいいます。
- (8) 所轄の一般送配電事業者
北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、

九州電力、沖縄電力の各株式会社のうち、需要場所に電力を供給する送電線を所有する会社をいいます。

(9) 消費税相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

3. 単位および端数処理

この au でんき約款において、料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセント (%) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税相当額を加算して支払いを受ける場合、消費税相当額が課される金額および消費税相当額の単位は、それぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

4. 実施細目等

- (1) この au でんき約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと KDDI および大和ハウスとの協議によって定めます。
- (2) この au でんき約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと KDDI および大和ハウスとの協議によって定めます。

II 契約について

5. 需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款を承認の上、次の事項を予め協議させていただいた上で需給契約を締結させていただきます。

【お客さまとの協議が必要な事項】

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、需給開始希望日、および需給期間。

- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにいただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じなければならないものといたします。

6. 契約の要件

お客さまに大和ハウスが電気を供給する際は、所轄の一般送配電事業者の供給設備を使用

いたします。それにともない、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等にしたい、かつ所轄の一般送配電事業者の定める託送供給約款におけるお客さまにかかわる事項および託送供給約款で定める技術要件を遵守し、所轄の一般送配電事業者からの給電指令（電力供給の制限・中止に関する指令等を意味しますが、これに限りません。）にしたがっていただきます。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、申込みを KDDI および大和ハウスが「承り書」および「au でんき」需給開始のご案内により承諾したときに成立いたします。ただし、以下の場合において KDDI および大和ハウスは、需給契約を無条件で解除できるものとし、解除までに要した費用は各々が負担するものいたします。

- イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合において、電力広域的運営推進機関によるスイッチング廃止取次判定の結果が「拒否」となったとき
- ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合において、需給開始日までに契約電力と実際の使用状況の間に乖離があることが判明したとき

- (2) 契約期間は、次によります。

- イ 需給契約が成立した日から、1年間といたします。
- ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは KDDI および大和ハウスから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。本項にもとづき需給契約が継続される場合、KDDI および大和ハウスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、KDDI および大和ハウスは、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、新たな需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいい、以下同じです。）ならびに KDDI および大和ハウスの名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、KDDI および大和ハウスは、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき、契約期間満了前のお客さまへのお知らせ、その他の書面の交付を省略することができるものいたします。
- ハ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは KDDI および大和ハウスから需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、需給契約は、期間満了により終了いたします。

8. 需要場所

- (1) KDDI および大和ハウスは、1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、KDDI および大和ハウスは (1) にかかわらず、その隣接する複数の構内を 1 需要場

所とすることがあります。

- (3) 所轄の一般送配電事業者において、対象建物を1需要場所と定める場合は、KDDI および大和ハウスにおいても同様の取扱いといたします。

9. 需給契約の単位

KDDI および大和ハウスは、お客さまの希望に応じて、1法人または1需要場所について、1需給契約を結びます。

10. 供給の開始

- (1) KDDI および大和ハウスがお客さまの需給契約の申込みを「承り書」および「au でんき」需給開始のご案内」により承諾したときには、KDDI は、大和ハウスおよびお客さまと協議の上需給開始日を定め、大和ハウスは供給準備その他必要な手続きを経たのち、「承り書」および「au でんき」需給開始のご案内」に記載の需給開始日から電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき事由により、KDDI および大和ハウスとの協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客さまには、需給開始がなされるまでの基本料金の50%相当額をKDDI にお支払いいただきます。
- (3) KDDI および大和ハウスの責となる事由により、お客さまとの協議によって定めた需給開始日を延期する場合、KDDI は、実際の需給開始日までの期間、お客さまが所轄の一般送配電事業者より供給された電力について、所轄の一般送配電事業者等に支払った料金額とKDDI および大和ハウスとの需給契約における料金額との差額を負担いたします。
- (4) KDDI は、天候、用地事情等やむをえない事由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、すみやかにその旨をお知らせし、あらためてお客さまと協議の上、新たに需給開始日を定め、大和ハウスにおいて電気を供給いたします。

11. 供給の単位

大和ハウスは特別の事情がない限り、1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12. 需給契約条件の判断

KDDI および大和ハウスは、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI が提供するサービスのお客さまによるご利用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（KDDI または大和ハウスの他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。

13. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、KDDI または大和ハウス所定の様式によって申込みをしていただきます。

Ⅲ 料金および契約種別

14. 料金

- (1) この au でんき約款における、電気料金およびその請求等の条件については、KDDI が定めます。
- (2) KDDI は、料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間の使用電力量、月間の使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他大和ハウスが電力供給をする上で必要となる情報を、予めお客さまから提出していただく場合があります。
- (3) 料金に関しては、(2) の情報をもとに au でんき高圧申込書 (法人) (別紙を含み、以下、「申込書」といいます。) に定め、「承り書」にて決定させていただきます。
- (4) 料金は基本料金にその 1 月の使用電力量によって算定した電力量料金を加えたものとし、事前に KDDI および大和ハウスとお客さまとの間で協議した内容と各電力使用量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。
- (5) 料金は、「申込書」および「承り書」で定めた料金を支払期日までにお支払いいただきます。
- (6) 需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増いたします。なお、お客さまがまったく電気の供給を受けないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

15. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。また、種別ごとの詳細については、KDDI および大和ハウスとお客さまとの協議により決定させていただきます。

契約種別	高圧電力	(業務用)
		(産業用)
	予備電力	
	臨時電力	

16. 高圧電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力については、お客さまと KDDI および大和ハウスとの協議によって定めます。

17. 予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路

により電気を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと KDDI および大和ハウスとの協議によって定めます。

(3) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものとしたします。

18. 臨時電力

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の需要の場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

(2) 契約電力

契約電力はお客さまと KDDI および大和ハウスとの協議によって定めます。

(3) その他

イ 基本料金および電力量料金は、同等の条件下において算定した高圧電力の料金の1.2倍といたします。

ロ その他の事項については特に定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものとしたします。

IV 料金の算定および支払い

19. 料金の適用開始の時期

料金は、KDDI および大和ハウスが供給の準備に着手する前にお客さまから需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責とならない事由によって需給が開始されない場合を除き、原則として「承り書」および「au でんき」需給開始のご案内に記載された需給開始日から適用いたします。

20. 検針日

検針は、原則として「承り書」に記載された検針基準日に所轄の一般電気事業者が行うものとしたします。また、記録型計量器により計量する場合は、電力計の値または最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日を検針基準日といたします。なお非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合には月末以外の日に検針するものとしたします。

21. 料金の算定期間

料金の算定期間は、1の暦月の起算日（KDDIが定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、需給開始時から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

22. 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、本条(4)の場合を除き、電力量計に記録された値によるものとし、検針時20（検針日）に定める日時）における電力量計の値（需給契約が終了した場合は、原則として終了時における電力量計の値といたします。）と前回検針時の値（電力の供給を開始した場合は、原則として開始時における電力量計の値といたします。）との差引により算定された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量といたします。なお、検針の結果は、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 最大需要電力の計量は、所轄の一般送配電事業者が設置した30分最大需要電力計により行うものといたします。
- (3) 力率の算定は、所轄の一般送配電事業者が設置した電力量計により行うものといたします。
- (4) 所轄の一般送配電事業者の計量器の故障等によって、使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さまとKDDIおよび大和ハウスとの協議によって定めます。

23. 料金の算定

- (1) KDDIは、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 - ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとにこのauでんき約款ならびに申込書および承り書に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算といたします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額といたします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次の通りといたします。

- ① 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

※なお、上記算式にもとづき算出された基本料金に対して、日割計算対象日数期

間にかかる力率割引および割増しを適用するものといたします。

② 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

イ 23 (料金の算定) (1) イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 23 (料金の算定) (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

24. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) この au でんき約款ならびに申込書および承り書によって、KDDI に支払いを要することとなったお客さまの料金その他の債務 (以下、「料金等」といいます。) については、KDDI が定める期日 (以下、「支払期日」といいます。) までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。料金について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾を得て、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (3) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

25. 延滞利息

- (1) お客さまは、料金等 (これらにかかる消費税相当額ならびに延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について、年 14.5%の割合 (年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。) で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に、支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

26. 適正契約の保持等

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、KDDI および大和ハウスは需給契約を適正なものにすみやかに変更していただきます。
- (2) お客さまは、この au でんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものといたします。
 - イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること

- ロ 他人になりすまして大和ハウスまたは KDDI が提供する各種サービスを利用する行為
- ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と異なる申出を行うこと
- ニ KDDI または大和ハウスが提供する各種サービスの運営を妨げること

27. 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、KDDI および大和ハウスの責となる事由による場合を除き、KDDI および大和ハウスは、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金としていただきます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過にともない、大和ハウスと所轄の一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、KDDI および大和ハウスとお客さまとの需給契約に定める料金を変更させていただきます。

28. 力率の保持

- (1) お客さまは、需要場所の負荷の力率を原則として 85 パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにしなければならぬものといたします。
- (2) お客さまは大和ハウスの求めに応じ、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉を行わなければならないことがあります。

29. 需要場所への立入りによる業務の実施

大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- イ 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物、電気機器その他の設備の設計、施工、改修または検査
- ロ 51 (保安等に対するお客さまの協力) (1) または (2) によって必要なお客さまの電気工作物、電気機器その他の設備の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備その他電気工作物、電気機器その他の設備の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ニ 計量器の検針または計量値の確認
- ホ 31 (供給の停止)、41 (需給契約の終了にとまなう処置)、46 (解除等) または 51 (保安等に対するお客さまの協力) により必要な処置
- ヘ その他この au でんき約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の

設備にかかわる保安の確認に必要な業務

30. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または大和ハウスもしくは他の小売電気事業者、発電事業者および所轄の一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまは自己の費用負担において、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設しなければならないものとしたします。
- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を所轄の一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1) に準じて取り扱うとともに、お客さまは、所轄の一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めを遵守しなければならないものとしたします。
- (3) お客さまは、電気の供給の実施にともない、大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力するものとしたします。
- (4) お客さまは大和ハウスの求めに応じ、電気の供給の実施にともない、大和ハウス指定の様式にしたがい、1週間毎の使用電力量その他の情報を提出しなければならないことがあります。

31. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、大和ハウスは、そのお客さまについて電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客さまの責となる事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物、電気機器その他の設備を故意に損傷し、または亡失して、大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、KDDI は、そのお客さまについて電気の供給の停止を大和ハウスに依頼し、大和ハウスは所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、この場合には、KDDI は供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客さまが料金の支払期限を経過してなお支払われない場合
 - ロ お客さまがこの au でんき約款ならびに申込書および承り書によって支払いを要することとなった料金以外の債務（契約超過金、違約金、その他この au でんき約款ならびに申込書および承り書から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ハ KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の KDDI に対する債務を KDDI の定める

期日までに支払われない場合

- (3) お客様が次のいずれかに該当する場合には、KDDI はそのお客様について電気の供給の停止を大和ハウスに依頼し、大和ハウスは所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客様が、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。
 - ロ お客様が、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
 - ハ お客様が、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
 - ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ホ お客様が 43 (中途解約) による通知をされないで、需要場所から移転された場合
 - ヘ お客様が需給契約終了後においても電気を使用した場合 (その事由の如何は問いません)
 - ト その他、需給契約にもとづく電気の供給を停止すべきと KDDI が判断した場合
- (4) お客様が次のいずれかに該当し、KDDI および大和ハウスがその旨を警告しても改めない場合には、大和ハウスは、そのお客様について電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客様の責となる事由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物、電気機器その他の設備の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 29 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な事由なく拒否された場合
 - ニ 30 (電気の使用にともなうお客様の協力) によって必要となる措置を講じられない場合
 - ホ その他お客様がこの au でんき約款、申込書、承り書および各別紙の定めにしたがった場合
- (5) KDDI がお客様に 26 (適正契約の保持等) に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、KDDI は、そのお客様について電気の供給の停止を大和ハウスに依頼し、大和ハウスは所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (6) (1) から (5) によって電気の供給を停止する場合には、KDDI および大和ハウスは供給停止のための処置を行うと同時に、所轄の一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

32. 供給停止の解除

31 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその事由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない KDDI に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、大和ハウスは、電気の供給の再開を所轄の一般送配電事業者に依頼することができるものといたします。

33. 供給停止期間中の料金

31 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、KDDI は基本料金の 50%相当額を 23 (料金の算定) (3) (4) により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまよりいただきます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

34. 違約金

- (1) お客さまが 31 (供給の停止) (3) へまたはトに該当した場合には、KDDI は、お客さまが支払うべき金額の 3 倍に相当する金額を、違約金としていただきます。また、お客さまが 31 (供給の停止) (4) ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金としていただきます。
- (2) (1) の免れた金額は、この au でんき約款ならびに申込書および承り書に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 月以内で KDDI が決定した期間といたします。
- (4) お客さまの責となる事由により、契約期間満了前に KDDI がお客さまとの需給契約を解除した場合には、KDDI は違約金として解除日から契約期間満了日までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額をお客さまよりいただきます。

35. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) KDDI および大和ハウスは、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に故障、損傷、修繕、亡失、その他電気の需給上やむを得ない事態が生じ、または故障、損傷、修繕、亡失、その他電気の需給上やむを得ない事態が生ずるおそれがある場合
 - ロ 非常変災 (天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力、その他 42 (不可抗力による解約) に定める場合を含む) の場合
- (2) (1) の場合には、KDDI および大和ハウスは、電気の供給中止等があらかじめ判明している場合は、その旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

36. 制限または中止の料金割引

- (1) 35 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1) によって、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただいた場合には、KDDI は料金を次のように割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責となる事由による場合は割引いたしません。
 - イ 割引の対象
基本料金といたします。ただし 23 (料金の算定) (1) イの場合は、同条 (3) にもとづ

き日割り計算された基本料金を対象といたします(この場合、電気の供給期間に対応して力率割引および割増しを適用するものといたします)。また、23(料金の算定)(1)ロの場合は、制限または中止の日における変更前または変更後の基本料金を対象といたします。

ロ 割引率

①高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

②高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ時間数の計算

①高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

②高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。なお、制限時間については、次の算式によって修正した上で合計いたします。

(算式)

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間(10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量(お客さまの平常作業時の使用量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間についてはaによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2)(1)ハにかかわらず電気工作物、電気機器その他の設備の保守または増強のための工事の必要上、KDDIがお客さまにあらかじめお知らせして行なう制限または中止は、1月につき最初の1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

37. 損害賠償の免責

- (1) KDDI および大和ハウスの責となる事由により需給開始日を延期する場合、KDDI および大和ハウスは 10 (供給の開始) (3) にしたがって、お客さまに対し所轄の一般送配電事業者等に支払った料金額と KDDI および大和ハウスとの需給契約における料金額との差額を負担するものといたします。なお、この場合、KDDI および大和ハウスはお客さまの受けた損害の賠償の責を負いません。
- (2) 35 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、KDDI および大和ハウスはお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。
- (3) お客さまが 5 (需給契約締結前の確認事項) (2) による措置を講じなかったことによって生じた損害については、KDDI および大和ハウスはその賠償の責を負いません。
- (4) 31 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合、43 (中途解約) の定めにしたがい需給契約が解約された場合、46 (解除等)、または期間満了によって需給契約が終了した場合には、その名目、事由の如何を問わず、KDDI および大和ハウスはお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。
- (5) KDDI および大和ハウスは、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責を負いません。ただし、KDDI および大和ハウスの責となる事由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは KDDI および大和ハウスが損害を受けた場合、または 42 (不可抗力による解約) にしたがって需給契約が解約され、それにとまなう損害を受けた場合、KDDI および大和ハウスおよびお客さまはその損害について賠償の責を負いません。
- (7) KDDI および大和ハウスは、所轄の一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負いません。

38. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の大和ハウスもしくは所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償しなければならないものといたします。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
大和ハウスもしくは所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備の帳簿価格と取替工事との合計額

VI 契約の変更および終了

39. 需給契約の変更

- (1) お客さまは、契約期間中、需給契約の変更 (お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。) を行うことはできないものといたします。ただし、契約電

力が500キロワット未満のお客さまについては、契約電力は、電力を使用した1月を含む過去1年間の各月の最大電力のうちで最も大きな値といたします。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまがやむを得ず需給契約の変更を希望する場合は、KDDI および大和ハウスとの協議および書面による合意の上、変更にともなうお客さまの負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

- (2) (1) の場合、KDDI および大和ハウスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が法令の制定または改廃にともなう当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、KDDI および大和ハウスは、当該説明の際（当該変更の内容が法令の制定または改廃にともなう当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合を除く。）、需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI および大和ハウスは、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともなう当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下同じです。）ならびに KDDI および大和ハウスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともなう当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、KDDI および大和ハウスは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

40. 名義および商号等の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの KDDI および大和ハウスに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を KDDI へ文書により申し出ていただきます。また、お客さまは次の事項に変更が生じた場合、速やかに KDDI に届け出るものといたします。

- イ 商号
- ロ 代表者
- ハ 所在地
- ニ 経営の主体（大株主の異動等を意味しますが、これに限りません。）

41. 需給契約の終了にともなう処置

- (1) KDDI および大和ハウスは、原則として、需給契約の終了日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) KDDI および大和ハウスは、需給契約の終了日において、需給を終了させるための処置が

できない場合は、需給を終了させるための処置が可能となった日に行うものいたします。

42. 不可抗力による解約

お客さまならびに KDDI および大和ハウスが、以下に定める不可抗力を原因として、契約を履行できない場合、お客さままたは KDDI および大和ハウスは、需給契約の一部または全部を解約することができるものいたします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

43. 中途解約

(1) お客さまは、(2) または 42 (不可抗力による解約) にもとづく解約の場合を除き、需給契約締結日以降、需給開始日から 1 年未満の期間内に需給契約を解約できないものいたします。

(2) お客さまは、KDDI に対し以下の算定式により算出される金額に加え、KDDI および大和ハウスが需給契約の履行および解約のために要した設備費用および工事費等の実費を支払うことにより、需給開始日から 1 年未満の場合でも需給契約を解約することができるものいたします。

[契約電力 × 1 月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余期間] + [需給開始日より解約通知日までの 1 日当たりの平均電力使用量 × 電力量料金 (需給契約に定める金額のうち、最も高い単価料金) × 契約期間の残余日数]

(3) お客さまならびに KDDI および大和ハウスは、供給開始日から 1 年経過後については、解約日の 3 ヶ月前までに、相手方に対し、書面による意思表示を行うことにより無条件で需給契約を解約できるものいたします。

44. 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う料金の精算

お客さまが電力の使用を開始され、その後需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合、または契約電力を増加された後に、需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、大和ハウスがお客さまに電気を供給するための所轄の一般送配電事業者との間の接続供給契約にもとづいて、所轄の一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものいたします。

45. 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が終了する場合には、大和ハウスがお客さまに電気を供給するための所轄の一般送配電事業者との間の接続供給契約にもとづいて、所轄の一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものいたします。

46. 解除等

(1) 31 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが、KDDI の定めた期日まで

にその事由となった事実を解消されない場合には、KDDI および大和ハウスは、需給契約を解除することがあります。なお、この場合には、その旨を事前にお客さまにお知らせいたします。

- (2) 31 (供給の停止) (3) の事由に該当する場合は、KDDI および大和ハウスは需給契約を即時解除できるものといたします。なお、この場合には、KDDI は需給契約を解除する旨を事前にお客さまに通知するものといたします。

47. 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 工事および工事費の負担金

48. 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加するにあたり、新たに配電設備もしくは特別供給設備を施設する場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合等において、大和ハウスが接続供給契約にもとづいて所轄の一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその負担金相当額を支払うものといたします。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始日以前に需給契約を終了または変更する場合は、お客さまは KDDI に対し所轄の一般送配電事業者から請求された費用相当額を支払うものといたします。

49. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として所轄の一般送配電事業者の所有とし、所轄の一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の2次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1) によりお客さまが施設した設備については、大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置または区分装置の取り付け位置を変更する場合には、大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者は、実費に消費税相当額を加えた金額をいただきます。
- (5) お客さまが契約電力を変更される場合で、これにともない新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、大和ハウスまたは所轄の

一般送配電事業者はその工事費の全額に消費税相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまよりいただきます。

Ⅷ 保安

50. 保安の責任

需要場所に至るまでの供給設備ならびに計量器等、需要場所内における所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備については、大和ハウスは保安の責任を負わないものとし、所轄の一般送配電事業者が保安の責任を負います。

51. 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまはすみやかにその旨を KDDI および大和ハウスに通知しなければならないものといたします。なお、大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者は、各々の責任区分に応じて、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが大和ハウスの計量器または所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の計量器等の電気工作物、電気機器その他の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合、お客さまは KDDI に事前に通知し、協議を行わなければならないものといたします。なお、お客さまが保安上緊急に変更または修繕工事をした場合には、その内容を直ちに大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者に通知しなければならないものといたします。なお、これらの場合において、保安上必要があるときには、お客さまは大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の求めに応じて、その内容の変更を行わなければならないことがあります。

Ⅸ その他

52. (高圧) au でんき需給約款の変更

(1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃によりこの au でんき約款の変更が必要な場合、消費税相当額の税率変更の場合、その他 KDDI または大和ハウスが必要と判断した場合には、KDDI および大和ハウスはこの au でんき約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの au でんき約款によります。

(2) (1) の場合、KDDI および大和ハウスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に

ともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわれない変更の場合には、変更の概要)のみといたします。

- (3) (2)にもとづく説明の際(当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわれない変更の場合を除きます。)、KDDI および大和ハウスは、この au でんき約款の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI および大和ハウスは、(1)にもとづき需給契約を変更した場合(当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわれない変更の場合を除きます。)、遅滞なく、この au でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに KDDI および大和ハウスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわれない場合、KDDI および大和ハウスは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

53. 権利・義務の譲渡等の禁止

お客さまは、書面による KDDI および大和ハウスの承諾を得た場合を除き、需給契約に関する権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものといたします。

54. 管轄裁判所

お客さまとの需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所といたします。

55. 守秘義務

お客さまならびに KDDI および大和ハウスは、需給契約(需給契約に付随された附則または覚書がある場合、それを含み au でんき約款の内容を除く)の存在および内容に関しては、内容に関連する書類の一切を含めてこれらの情報を、需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものといたします。ただし、需給契約の履行に関連して所轄の一般送配電事業者が開示が必要な情報、および法令上の根拠または公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものといたします。

56. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまならびに KDDI および大和ハウスは、相手方に対して、自らが暴力団、暴力団員、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。)ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当

しないことを確約いたします。

- (2) お客さまならびに KDDI および大和ハウス（以下、「解除権者」といいます。）は、自己以外の当事者（以下、「被解除者」といいます。）が前項に違反し、または被解除者が次の各号のいずれかに該当したときは、被解除者に対して何ら催告することなしに需給契約を解除することができるものといたします。この場合、解除権者は、被解除者以外の当事者に対し、需給契約の解除について速やかに通知するものといたします。

イ 被解除者または被解除者の関係者が反社会的勢力等であると認められるとき。

ロ 被解除者が、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められるとき

- (3) 被解除者が前項各号のいずれかに該当した場合、被解除者以外の当事者は、解除により被った損害の賠償を被解除者に対して請求できるものといたします。

57. 消費税相当額の税率変更の際の措置

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税相当額の税率が改定された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率にもとづいて算出した金額といたします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率にもとづいて新たに算出された消費税相当額を含む金額といたします。

58. 料金等変更の際の措置

所轄の一般送配電事業者もしくは小売電気事業者が同社の需給契約書に定める本契約に定める料金単価と最も類似する料金等を改定した場合には、KDDI はお客さまに改めて料金等を通知し、需給契約の料金を改定するものといたします。

59. 契約者等にかかわる情報の利用

KDDI は、au でんき契約者にかかわる氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、KDDI または協定事業者等のサービスにかかわる契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の KDDI 契約約款等、または協定事業者等の契約約款等の規定にかかわる業務の遂行上必要な範囲で利用いたします。なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、KDDI が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>